

坂東市告示第 1 6 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

坂東市長 木村 敏文



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

削除する部分

- ・ 岩井 2 号生産緑地地区

坂東市 岩井字新畑

- ・ 岩井 3 号生産緑地地区

坂東市 岩井字大山

- ・ 岩井 4 号生産緑地地区

坂東市 岩井字藤田

- ・ 辺田 5 号生産緑地地区

坂東市 辺田字三本松

坂東市 辺田字伊平裏

- ・ 辺田 6 号生産緑地地区

坂東市 辺田字山崎前

- ・ 辺田 7 号生産緑地地区

坂東市 辺田字中西

・ 辺田 8 号生産緑地地区

坂東市 辺田字山崎脇

3 縦覧場所

坂東市都市建設部都市整備課

岩井・境都市計画生産緑地地区の変更(坂東市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考		
	番号	名 称	面 積
約 11.3 ha	2	上出島 2 号 生産緑地地区	約 1.00 ha
	3	岩井 1 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	7	岩井 5 号 生産緑地地区	約 0.21 ha
	8	辺田 1 号 生産緑地地区	約 0.38 ha
	9	辺田 2 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	10	辺田 3 号 生産緑地地区	約 0.11 ha
	16	辺田 9 号 生産緑地地区	約 0.25 ha
	19	辺田 12 号 生産緑地地区	約 0.42 ha
	20	辺田 13 号 生産緑地地区	約 0.14 ha
	21	沓掛 1 号 生産緑地地区	約 0.34 ha
	22	沓掛 2 号 生産緑地地区	約 0.14 ha
	23	沓掛 3 号 生産緑地地区	約 0.45 ha
	24	沓掛 4 号 生産緑地地区	約 0.56 ha
	25	沓掛 5 号 生産緑地地区	約 0.68 ha
	26	沓掛 6 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	27	沓掛 7 号 生産緑地地区	約 0.24 ha
	28	沓掛 8 号 生産緑地地区	約 0.87 ha
	29	沓掛 9 号 生産緑地地区	約 0.22 ha
	30	沓掛 10 号 生産緑地地区	約 0.11 ha
	31	沓掛 11 号 生産緑地地区	約 0.16 ha
	32	沓掛 12 号 生産緑地地区	約 0.07 ha
	33	沓掛 13 号 生産緑地地区	約 0.06 ha
	34	沓掛 14 号 生産緑地地区	約 0.42 ha
	35	沓掛 15 号 生産緑地地区	約 0.21 ha
	36	沓掛 16 号 生産緑地地区	約 0.18 ha
	37	沓掛 17 号 生産緑地地区	約 0.49 ha
	38	沓掛 18 号 生産緑地地区	約 0.13 ha
	39	沓掛 19 号 生産緑地地区	約 0.20 ha
	40	沓掛 20 号 生産緑地地区	約 0.07 ha
	41	沓掛 21 号 生産緑地地区	約 0.15 ha
	42	沓掛 22 号 生産緑地地区	約 0.07 ha
	43	沓掛 23 号 生産緑地地区	約 0.11 ha
	44	沓掛 24 号 生産緑地地区	約 0.60 ha
	45	沓掛 25 号 生産緑地地区	約 0.15 ha
	46	沓掛 26 号 生産緑地地区	約 0.28 ha
	47	沓掛 27 号 生産緑地地区	約 0.12 ha
	48	沓掛 28 号 生産緑地地区	約 0.07 ha
	49	沓掛 29 号 生産緑地地区	約 0.10 ha
	50	沓掛 30 号 生産緑地地区	約 0.32 ha
	51	沓掛 31 号 生産緑地地区	約 0.19 ha
	52	沓掛 32 号 生産緑地地区	約 0.10 ha
	53	沓掛 33 号 生産緑地地区	約 0.08 ha
	54	沓掛 34 号 生産緑地地区	約 0.20 ha
	55	沓掛 35 号 生産緑地地区	約 0.27 ha
	56	沓掛 36 号 生産緑地地区	約 0.05 ha
	57	沓掛 37 号 生産緑地地区	約 0.12 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

岩井2号、岩井3号、岩井4号、辺田5号、辺田6号、辺田7号、辺田8号生産緑地地区は、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除され、生産緑地としての指定要件を満たさなくなったことから、本案のとおり都市計画の変更を行うものである。

岩井・境都市計画
生産緑地地区の変更【坂東市決定】

概要図



【変更内容】

全体面積 約12.48ha → 約11.27ha
地区数 53地区 → 46地区

凡例	変更前(今回廃止)
	既決定

番号	名称				面積(ha)		備考
					新	旧	
④	岩井	2	号	生産緑地地区	約 0.00	約 0.05	今回廃止
⑤	岩井	3	号	生産緑地地区	約 0.00	約 0.06	今回廃止
⑥	岩井	4	号	生産緑地地区	約 0.00	約 0.19	今回廃止
⑫	辺田	5	号	生産緑地地区	約 0.00	約 0.09	今回廃止
⑬	辺田	6	号	生産緑地地区	約 0.00	約 0.14	今回廃止
⑭	辺田	7	号	生産緑地地区	約 0.00	約 0.47	今回廃止
⑮	辺田	8	号	生産緑地地区	約 0.00	約 0.21	今回廃止
計					約 0.00	約 1.21	

【変更理由】

岩井2号、岩井3号、岩井4号、辺田5号、辺田6号、辺田7号、辺田8号生産緑地地区は、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除され、生産緑地としての指定要件を満たさなくなったことから、本案のとおり都市計画の変更を行うものである。